

参考見積に係る条件書

本条件書は、福岡都市圏南部最終処分場運転維持管理業務委託に係る参考見積に適用する。
以下の条件を考慮し、参考見積書類を提出すること。

1. 業務概要

最終処分場の運転、管理、埋立作業、日常点検、定期点検、補修（小修繕）消耗品等の調達等を行い、循環式の準好気性埋立構造及び浸出水処理施設の基本性能を維持し、安全・安心な運転維持管理を行うものとする。

なお、施設概要を下記に示す。

施設名称		福岡都市圏南部最終処分場			
所在地		福岡県大野城市大字中			
埋立期間		平成２８年４月～平成５３年３月（２５年間）			
敷地面積		約１５．８h a			
埋立面積		２５，０００㎡			
埋立容量		５１６，０００㎥			
埋立構造		準好気性埋立構造			
埋立方法		セル方式			
浸出水処理施設	建築構造	鉄筋コンクリート造３階建			
	床面積		１階	２階	３階
		管理棟	147.3 ㎡	165.9 ㎡	404.2 ㎡
		水処理棟	287.6 ㎡	255.6 ㎡	36.8 ㎡
	処理能力	処理量：１８０㎥／日			
		浸出水調整槽：５，０００㎥			
		浸出水調整池：１１，０００㎥			
	処理方式	生物処理＋凝集沈殿処理			
放流先	公共下水道				
その他の施設	防災調整池	防災調整池A	防災調整池B	防災調整池C	防災調整池D
		2,640㎥	1,350㎥	4,020㎥	1,370㎥
	道路	搬入道路	管理道路１	管理道路２	場内管理道路
		450m	670m	770m	－
	水路	法面水路：約 4,400m			
一般水路：約 4,500m					
施工企業		土 木：フジタ・九州総合・見城建設 JV 設備・建築：日立造船・有澤建設 JV			

2. 業務期間

業務期間は下記のとおりとする。

- ・準備期間：業務委託契約後（平成 27 年 9 月頃）～平成 28 年 3 月
- ・業務期間：平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月（5 年間）

（1）準備期間の業務

- 1）試運転計画及び業務実施計画の作成
- 2）平成 27 年 12 月より灰の受入開始予定であるため、受入開始からの埋立業務
- 3）浸出水処理施設運転操作のプラントメーカーからの指導及び引き継ぎ作業（浸出水処理施設の管理棟及び水処理棟、機器類は平成 28 年 3 月末引き渡し予定のため清掃や保守等は含まない。）

3. 見積の業務範囲

運転維持管理の対象施設は下記のとおりであり、点検、維持管理を行うものとする。

最終処分場を構成する貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水施設、浸出水集排水施設、浸出水調整槽（調整池）、循環桟、ガス抜き管、防災調整池、搬入（場内）道路、周回遊歩道、監視設備、機械設備、配管設備、電気設備、遮水管理システム、工作物、建築物、建築設備、門扉、フェンス等
その他本施設に付帯するもの。

（1）運転維持管理業務の準備業務等

準備期間における試運転に係る計画書及び業務期間の運転維持管理業務に係る業務実施計画書の作成。

（2）埋立に関する業務

1）受入業務

- ①埋立物（福岡都市圏南部工場からの焼却残渣）の確認及びデータ管理、報告等を行うこと。
- ②受入日は、原則として、月曜日から金曜日とする。ただし、大型連休や年末年始において、組合が臨時に指示する日は休業日とする。
- ③受入時間は、原則として、午前 9 時から午後 4 時迄とする。

2）埋立作業・管理業務

適正かつ安全な埋立作業及び埋立管理を行うために以下の業務を実施すること。

①計画埋立処分量

計画埋立処分量の参考値は以下のとおりである。

計画埋立処分量：約 11,000 t／年

②埋立計画の立案

③埋立作業

（ア）処分場内での搬入車両の誘導、排出場所等の指示

- (イ) 搬入廃棄物の確認
- (ウ) 廃棄物の埋立、整地、転圧作業（埋立厚さ 1.0m～2.5m程度）
- (エ) 法面部の保護土積み上げ
- (オ) 廃棄物の飛散防止及び臭気対策、即日覆土の実施（覆土厚さ 0.2m程度）
- (カ) 火災発生防止に必要な措置
- (キ) 覆土材の場内運搬、管理
- (ク) 搬入車両の埋立地内での通路の確保
- (ケ) 管理道路等の清掃の実施
- (コ) ガス抜き管及び循環桝の栗石等での巻き立て（嵩上げ）
- (サ) 場内で仮置きしている栗石等の管理
- (シ) 底部保護土（ベントナイト、良質土）の敷設（保護土厚さ 0.3m 程度）
- (ス) 受託者が遮水シート等を破損した場合は、速やかに組合に報告し、復旧計画を立案すること。なお、現状復帰に要する費用は受託者の負担とする。
- (セ) 露出している保護マットの点検及び補修を行うこと。
- (ソ) 気象情報に基づき、風水害が予想される場合は、組合に連絡の上、必要な事前対策及び対応措置をとること。

④埋立管理

- (ア) 定期的な定点写真撮影、法面保護土整備等の写真撮影
- (イ) 残余容量を的確に把握、確認するため、年度末において現地測量を行い、数値データとして管理する。
- (ウ) 日報、月報及び年報を作成し、管理記録を保管すること。

(3) 浸出水処理施設に関する業務

1) 浸出水処理施設の運転業務

最終処分場より排出される浸出水を管理基準に適合させ、適正かつ安全に処理できるように処理施設を運転すること。

①計画処理量

本施設は、新設であり実績がないため、気象庁（太宰府観測所）等の降雨量データを参照すること。

②計画原水水質

本施設は、新設であり実績がないため、浸出水質の想定値を以下に示す。

項 目	基準値
p H	7～11
B O D	100mg/L 以下
C O D	100mg/L 以下
S S	50mg/L 以下

③放流水の水質（管理基準）

放流水の水質（管理基準）を以下に示す。

項 目	基準値
p H	5.8～8.6
B O D	40mg/L 以下
C O D	50mg/L 以下
S S	10mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1・2－ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1・1－ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス－1・2－ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1・1・1－トリクロロエタン	3mg/L 以下
1・1・2－トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1・3－ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チラウム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベルカンプ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
1・4－ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下

鉄及びその化合物	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	60mg/L 以下
ヨウ素消費量	220mg/L 以下
温度	45 度以下

2) 脱水汚泥搬出業務

浸出水処理施設において発生した脱水汚泥は、場内処分を基本とする。

- ①場内埋立地までの運搬・処分業務及び計量報告書を提出すること。
- ②業務を実施するにあたって、必要な運搬車両を確保すること。積載重量は 4 t 以下とする。

3) 維持管理業務

本施設の機能を適正に維持することを目的として、維持管理業務を実施すること。

①運転監視業務

浸出水処理施設が総合的に発揮すべき性能を確保するため、以下の運転監視業務を実施すること。

- (ア) 監視室及び現場における監視、操作及び記録等の作業
- (イ) 日報、月報及び年報を作成し、管理記録を保管すること。

②保守点検業務

浸出水処理施設の正常な機能及び運転を確保するため、以下の保守点検業務及び軽微な修繕等を実施すること。

- (ア) 日常点検、月例点検、法定点検、検知された異常に対して行う臨時点検
- (イ) 地震、台風等の災害時の点検
- (ウ) 故障修理（突発的に発生した故障の事後修理）
- (エ) 小修繕（機器類の修理、配管改修や消耗品の交換等）
- (オ) 槽の清掃
- (カ) 薬品類の管理、補充、交換等

③水質分析業務

浸出水処理施設から排出する処理水が管理基準を遵守するように浸出水・処理水等について、以下の水質分析業務を実施すること。

- (ア) 水質管理のための分析
 - (イ) 他の分析機関に委託して行う分析
- 項目及び頻度は添付資料 10 に示す。

④消防設備点検業務

施設に設置している消防設備について、消防法に基づき保守点検を実施すること。

受信機：P型1級15回線（うち11回線使用、予備電源とも）1台

副受信機1台、差動式スポット型感知器11個、定温式スポット型感知器4個

煙感知器29個、自動閉鎖装置（防火シャッター）及び専用煙感知器3組

配線1式、誘導灯4灯、非常用照明22灯

⑤空調設備点検業務

施設に設置している空調設備について、建築保全業務共通仕様書（国土交通省）に基づき保守点検を実施すること。

空調機器設備表を添付資料11に示す。

⑥給水装置点検業務

施設に設置している給水装置について、大野城市水道事業給水条例に基づき簡易専用水道に準じた管理を行うこと。

⑦昇降機設備点検業務

施設に設置している昇降機設備について、建築基準法に基づき保守点検・修理を実施すること。

積載量：750kg,11人乗り

⑧計装電算設備保守

施設に設置している各計装設備、電算機設備及び福岡都市圏南部工場に設置する遠方監視装置について、専門業者（製造メーカー等）による保守点検を年1回程度実施すること。（範囲：計装設備・添付資料5・6、電算機設備・添付資料12）

⑨監視モニタ設備保守

施設に設置しているITVカメラ、モニタ及び付帯設備について、専門業者（製造メーカー等）による保守点検を年1回程度実施すること。（範囲：添付資料12）

⑩太陽光発電設備保守

施設に設置している太陽光発電設備について、太陽光発電システム 保守点検ガイドライン（2014.5.30 （一社）太陽光発電協会）による保守点検を実施すること。

発電容量：15kW

⑪風力発電設備保守

施設に設置している風力発電設備について、小形風車導入手引書（2012.12.（一社）日本小形風力発電協会）による保守点検を実施すること。

形式：風レンズ風車 発電容量：1kW

⑫その他業務

浸出水处理施設の屋内及び屋外施設の清掃業務を実施すること。

（4）電気工作物保守管理業務

電気設備の保安を図るため、電気主任技術者を独自もしくは委託により選任し、保安規程に基づき、自家用電気工作物を定期的に点検・検査すること。

1）対象自家用電気工作物

対象自家用電気工作物を以下に示す。

- ①受電電圧 6,600V
- ②負荷電圧 3 相 440V 及び 220V
- ③変圧器容量計 375kVA

2) 業務内容

- ①月次点検、年次点検、臨時点検及び電気事故等の異常発生時の対応等を行うこと。
- ②業務に必要な資料・書類を作成し、監督部署に提出すること。

(5) 遮水管理システム保守管理業務

遮水管理システムのデータの管理及び定期的な点検を行うこと。

(6) 施設全体に関する業務

1) 警備業務

管理事務所等の建屋及び敷地内における防犯、火災異常の監視業務及び緊急時の通報や対処業務を行うこと。

- ①管理事務所等の建屋全体
- ②敷地境界に設けた門扉

2) 清掃業務

管理事務所等の日常清掃及び定期清掃を行い、建物内を清潔に保つこと。また、敷地内施設の機能保全や景観保全のために定期清掃を行い、機能を維持すること。

①日常清掃

事務所、玄関ホール、トイレ、その他必要な場所の清掃

②定期清掃（建物内）

(ア) 床表面の剥離洗浄後、ワックス仕上げ（年 2 回程度）

(イ) その他準備するもの

- ・トイレットペーパー、ごみ袋などの衛生消耗品
- ・清掃業務に必要な各種器具及び材料等

③定期清掃（屋外）

屋外清掃箇所及び頻度を以下に示す。

清掃箇所	頻度
道路（搬入・管理・周回遊歩道）	適宜
場内雨水排水路・道路側溝・溜桧	適宜
洗車施設	適宜
浸出水調整槽・浸出水調整池	1 回／年
防災調整池（4 箇所）	1 回／年
場内の散水	適宜

3) 植栽管理等業務

組合管理用地内の植栽樹木の剪定及び保全区域内の倒木の処理等を行い、美観、景観保全に努めること。(①～④の範囲を添付資料 13 に示す)

①植栽樹木の剪定・消毒業務

定期的な剪定及び消毒等を行うこと。管理樹木を以下に示す。

※剪定：年間 1 回程度 消毒：年間 2 回程度

樹種	本数
桜、ヤマボウシ等の高木	5 0 0 本
ツツジ、オタフクナンテン等の低木	3 0, 0 0 0 本
シバザクラ、芝等の地被類	2, 0 0 0 m ²

②草刈り業務

維持管理に支障をきたさないように、また、景観保全のために草刈りを行うこと。

③既存樹木の倒木処理業務

組合管理用地内の樹木が維持管理に支障をきたさないように、また、第三者の通行等の妨げにならないように、予防措置及び倒木の処理を行うこと。

④花壇、フラワーポットの植栽業務

管理事務所の花壇、フラワーポットの植え替え (5 m²程度) を定期的に行うこと。

※年間 3 回程度

⑤その他

剪定及び倒木処理等の処分や花壇等の植え替えに要する費用は、受託者の負担とする。

4) 急傾斜地及び残土置場の保全監視業務

急傾斜地 (組合管理用地) 及び残土置場を定期的に監視・管理すること。

降雨等により浸食等が確認された場合は、組合へ報告すること。

(範囲：添付資料 14)

5) その他の業務

①見学者等対応の補助

6. 組合の業務範囲

組合が実施する業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) 埋立廃棄物の搬入
- (2) 周辺井戸水の環境監視
- (3) 最終処分場の環境監視 (観測井の水質検査)
- (4) 地元への対応
- (5) 本業務の実施状況監視
- (6) 行政視察への対応
- (7) その他

・ 組合ホームページにおける一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する情報の更新

7. 組合が貸与するもの

本業務の遂行にあたり、組合が貸与するものは、次のとおりである。

①管理棟内の控え室・更衣室

8. 費用負担

(1) 覆土材

覆土材は、覆土仮置場の組合が準備した材料を使用し、委託期間中の覆土材の必要量は満足する。

(2) 法面保護材

法面保護材は、覆土仮置場の材料を使用するものとする。なお、法面保護材として適さない場合は、組合で調達し、支給する。

(3) 底部保護材

底部保護材（ベントナイト、良質土）は組合が調達し、支給する。

(4) ガス抜き管巻き立て砕石（栗石）及び循環柵用砕石（栗石）

ガス抜き管巻き立て及び循環柵に使用する砕石（栗石）は処分場内に仮置きしている材料を使用する。

(5) ガス抜き管

ガス抜き管の延伸に使用する材料は、組合が調達し、支給する。

(6) 埋立機材

埋立作業及び維持管理に必要な重機等の機材は、受託者が全ての費用を負担する。

(7) 電気

本施設で使用する電力については、組合が全ての費用を負担する。

(8) 上下水道

本施設で使用する上下水道については、組合が全ての費用を負担する。

(9) 薬品

浸出水処理施設で使用する薬品等については、組合が調達し、支給する。

(10) 通信

本施設で使用する電話・ファックス等の通信設備・サービスについては、受託者名義で調達し、受託者が全ての費用を負担する。なお、組合が所有し使用するものは除く。

(11) テレビ受信料

本施設で使用するテレビの受信料については、受託者が負担する。なお、組合が使用するものを除く。

添付資料

添付資料－ 1	最終処分場平面図
添付資料－ 2	建築平面図－ 1
添付資料－ 3	建築平面図－ 2
添付資料－ 4	浸出水処理施設図－ 1
添付資料－ 5	浸出水処理施設図－ 2
添付資料－ 6	浸出水処理施設図－ 3
添付資料－ 7	浸出水調整槽構造図－ 1
添付資料－ 8	浸出水調整槽構造図－ 2
添付資料－ 9	浸出水調整池構造図
添付資料－ 1 0	水質分析項目
添付資料－ 1 1	空調設備機器表
添付資料－ 1 2	システム構成図
添付資料－ 1 3	植栽管理範囲
添付資料－ 1 4	保全監視範囲